

板橋区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業のご案内

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、在宅で療養をしている児童に対し、必要な日常生活用具を給付する制度です。用具購入前の申請が必要です。
ご希望の方は、健康福祉センターの地区担当保健師にお問い合わせください。

◆対象になる方 （次のすべての条件を満たしている方）

- ① 板橋区民の方
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ③ 在宅で日常生活を営むのに支障があり、下表の用具の種目毎の「給付対象となる状況」に該当する方

◆対象にならない方 障害者総合支援法など他の施策の利用ができる方

◆用具の種類 （その他、性能等の条件があります。）

種目	給付対象となる状況	給付限度額
便器	常時介助を要する者	4,900 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	21,560 円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	169,400 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	16,500 円
車椅子(電動以外の場合)	下肢が不自由な者	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	13,380 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	22,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	41,580 円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	39,600 円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250 円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	113,520 円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700 円
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	170,500 円

☆ 用具の給付は、原則として世帯あたり、同一種目について1件です。

☆ 人工鼻など健康保険の診療報酬で支給となる用具は、その支給の範囲を超えるものが本事業の対象となります。

◆費用の負担

世帯の収入に応じて、自己負担額があります(裏面)。用具の価格がその用具の給付限度額を超えた場合、超えた額についても申請者の方の負担となります。

また、修理の費用は自己負担となります。

◆問合せ

板橋健康福祉センター	☎ 3579-2333	上板橋健康福祉センター	☎ 3937-1041
赤塚健康福祉センター	☎ 3979-0511	志村健康福祉センター	☎ 3969-3836
高島平健康福祉センター	☎ 3938-8621	板橋区役所健康推進課	☎ 3579-2821

◆申請に必要な書類

◎申請書類をそろえる前に、お問合せください。

- ア 申請書 ※各健康福祉センターでお渡しします。
- イ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ※新規申請中の方はご相談ください。
- ウ 用具の見積書（板橋区長宛） ※本事業を利用することを伝え、用具を取り扱う業者へ依頼。
※その他、用具により、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- エ 最新の住民税課税証明書もしくは、非課税証明書

◆用具給付までの流れ

- 健康福祉センターの地区担当保健師が身体状況などをお聞きし、調査書を作成します。
 - 申請書類と調査書の内容を審査し、給付の決定が行われます。
 - 給付が決定されると、健康推進課より、申請者に決定通知書と給付券を送付します。申請から送付までに 1 ヶ月ほどかかります。ただし、状況により 2 ヶ月ほどかかる場合もあります。
（※給付が認められない場合は、却下決定通知書を送付します。）
 - 給付券が届いたら、業者と納入日を決め、給付券を添えて自己負担額を支払い、用具を受け取ります。（※給付券は金券と同じ取扱いになりますので、紛失しないよう気をつけてください。）
- ☆給付を受けた用具は、その目的に反して、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは禁じられています。その目的に沿って有効に活用してください。

◆自己負担額表

☆世帯＝児童と生計を一にする世帯

利用世帯の階層区分			自己負担月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円
B	当該年度分の住民税非課税世帯		1,100 円
C	当該年度分の住民税均等割のみ課税世帯		2,250 円
D1	当該年度分の所得割の年額	3,000 円以下	2,900 円
D2	〃	3,001～5,800 円	3,450 円
D3	〃	5,801～8,700 円	3,800 円
D4	〃	8,701～13,000 円	4,250 円
D5	〃	13,001～17,400 円	4,700 円
D6	〃	17,401～22,400 円	5,500 円
D7	〃	22,401～28,200 円	6,250 円
D8	〃	28,201～58,400 円	8,100 円
D9	〃	58,401～75,000 円	9,350 円
D10	〃	75,001～96,600 円	11,550 円
D11	〃	96,601～121,800 円	13,750 円
D12	〃	121,801～175,500 円	17,850 円
D13	〃	175,501～221,100 円	22,000 円
D14	〃	221,101～380,800 円	26,150 円
D15	〃	380,801～549,000 円	40,350 円
D16	〃	549,001～579,000 円	42,500 円
D17	〃	579,001～700,900 円	51,450 円
D18	〃	700,901～849,000 円	61,250 円
D19	〃	849,001～1,041,000 円	71,900 円
D20	〃	1,041,001 円以上	全額